

アイドリング・ストップ運動の進捗状況に関する調査結果について

1. 調査の目的

環境庁では、平成8年度の環境月間を契機に自動車のエンジンの無駄なアイドリングを可能な限り低減すべく「アイドリング・ストップ運動」を提唱し、国民による自発的な取組みを推進してきたところである。

今般の調査は、地方自治体に対してアイドリング・ストップ運動の進捗状況についてアンケート調査を実施し、運動の推進に際しての参考とすることとしている。

2. 調査方法

環境庁では、アイドリング・ストップ運動の進捗状況を把握するため、全国で740の都道府県・政令指定都市及び市に対しアンケート調査を行った。

その結果、725の自治体から回答をいただいた。

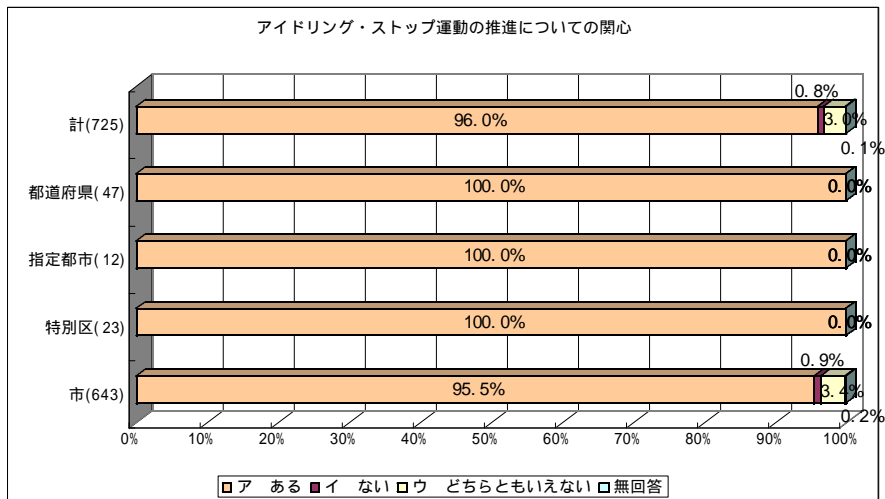
調査時期 平成10年9月

調査対象 47都道府県、12政令指定都市、23特別区、658市

3. 調査結果

(1) アイドリング・ストップ運動の推進について

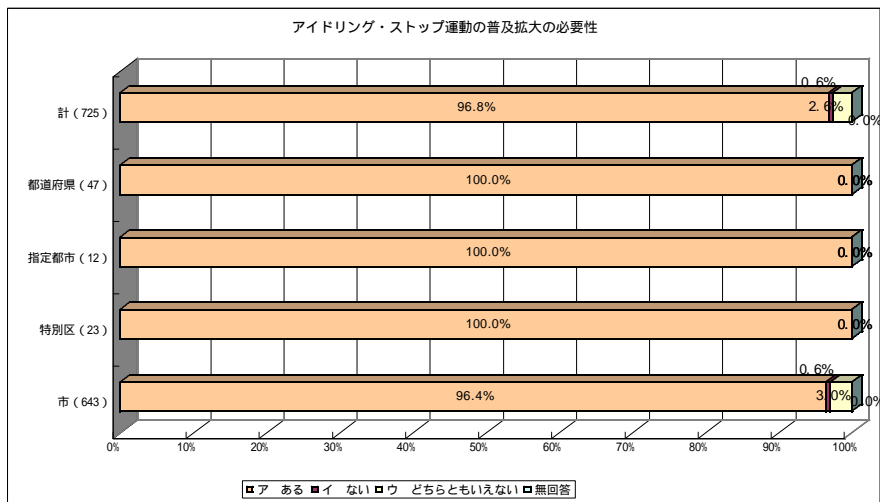
アイドリング・ストップ運動の推進について関心があるとの回答があった自治体は、都道府県、指定都市、特別区では100%であり、市においても95.5%となっており、全体では96%という大多数の自治体で関心があると回答があった。



	都道府県(47)	指定都市(12)	特別区(23)	市(643)	計(725)
ある	47 (100%)	12 (100%)	23 (100%)	614 (95.5%)	696 (96.0%)
ない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (0.9%)	6 (0.8%)
どちらともいえない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (3.4%)	22 (3.0%)
無回答	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	1 (0.1%)

(2) アイドリング・ストップ運動の普及拡大の必要性

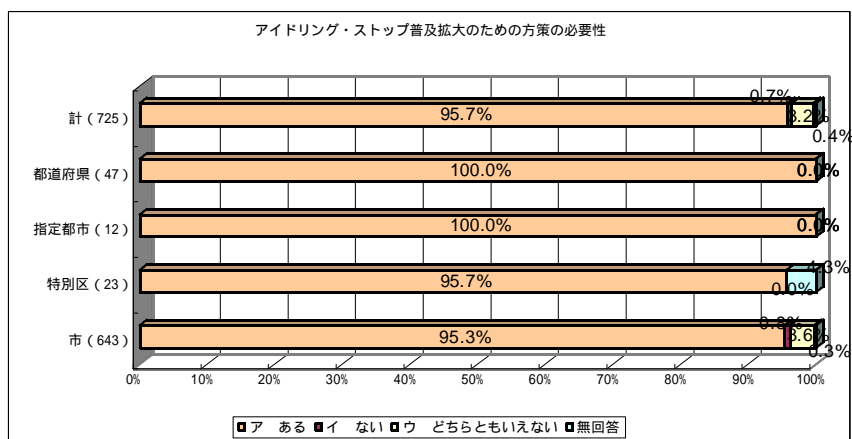
アイドリング・ストップ運動の普及拡大が必要であると回答があった自治体は、都道府県、指定都市、特別区では100%であり、市においても96.4%となっており、全体では96.8%という大多数の自治体では運動の普及拡大が必要であると回答があった。



	都道府県 (47)	指定都市 (12)	特別区 (23)	市 (643)	計 (725)
ある	47 (100%)	12 (100%)	23 (100%)	620 (96.4%)	702 (96.8%)
ない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.6%)	4 (0.6%)
どちらともいえない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (3.0%)	19 (2.6%)
無回答	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(3) アイドリング・ストップの普及拡大のための方策の必要性

アイドリング・ストップの普及拡大のための方策が必要であるとの回答があった自治体は、都道府県、指定都市では100%、特別区では95.7%、市においても95.3%となっており、全体では95.7%という大多数の自治体は普及拡大のための方策が必要であると回答があった。



	都道府県(47)	指定都市(12)	特別区(23)	市(643)	計(725)
ある	47 (100%)	12 (100%)	22(95.7%)	613(95.3%)	694(95.7%)
ない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.8%)	5 (0.7%)
どちらともいえない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (3.6%)	23 (3.2%)
無回答	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.3%)	2 (0.3%)	3 (0.4%)

(4) アイドリング・ストップ運動への取組状況

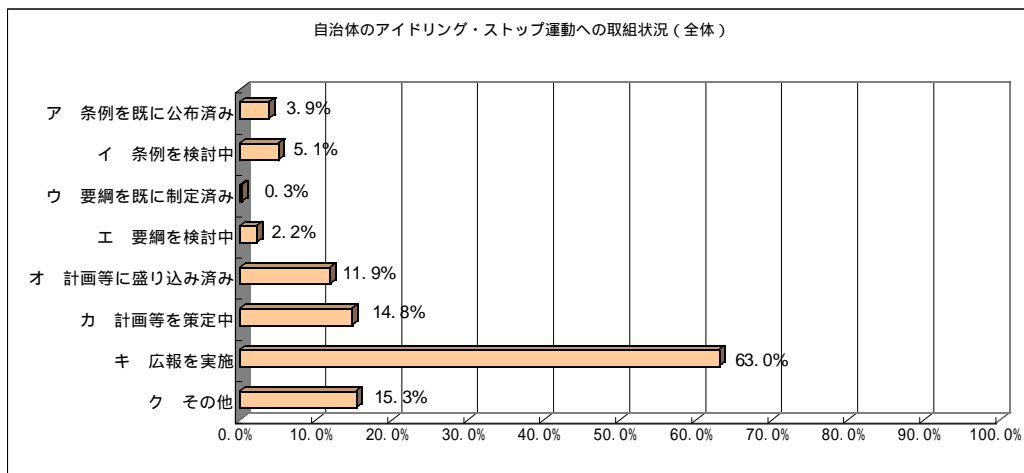
この設問については複数回答可とし、公布済み、検討中などの回答別の回答数を都道府県、指定都市などの区分別の自治体数で割ることにより、グラフ及び表中の比率を計算している。

アイドリング・ストップ運動への取組状況については、普及拡大のための方策として条例（28自治体）、要綱（2自治体）、又は計画（85自治体）などを策定しているほか、それぞれの自治体においては普及啓発のための広報に努めているところである。

条例については、1970年代に制定された公害防止条例等の解釈の中でアイドリング・ストップ実施の努力規定としているもののほか、平成7年の兵庫県条例を皮切りに各自治体における制定が進められており、運転者の自発の実施を求める規定を盛り込んだもの、事業者に対する従業者への指導義務規定を盛り込んだもの、一定以上の規模の駐車場管理者に対する周知義務を盛り込んだものなどがあり、兵庫県条例のみ罰則を盛り込んでいる。また、条例を検討中の自治体は37自治体となっており、引き続き条例を制定する自治体は増加する傾向である。

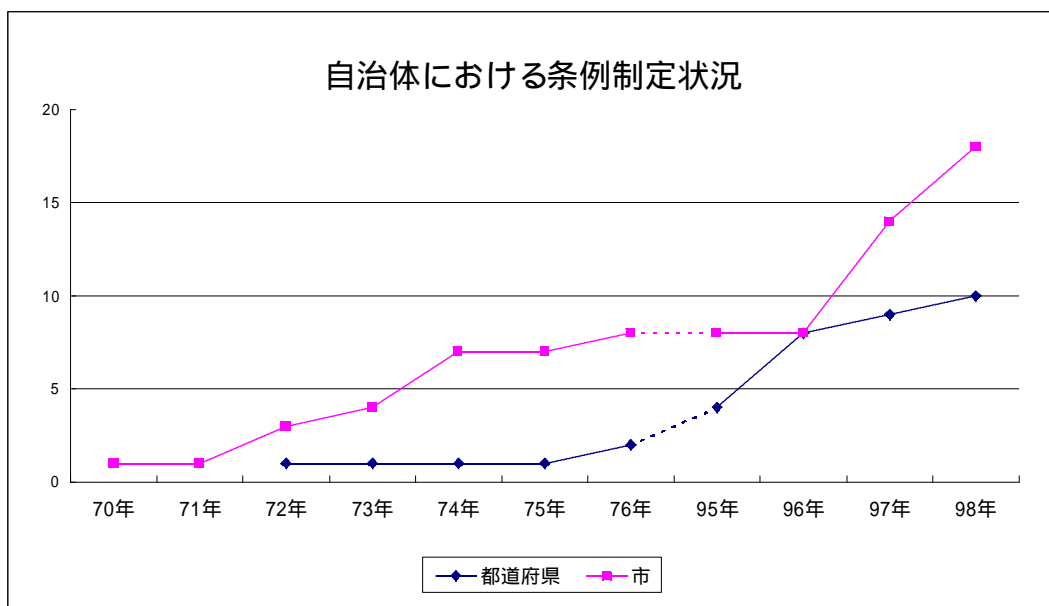
計画については、環境基本計画、環境保全率先実行計画、環境保全行動計画、交通公害防止計画、地球温暖化対策推進計画等となっており、それぞれアイドリング・ストップの励行を盛り込んでいる。また、計画を策定中の自治体は107自治体となっている。

普及啓発のための広報活動については、457自治体が取組みを行っており、パンフレットやステッカー等の配布、テレビ、ラジオ、広報誌やポスター等による広報、自動車税納付通知書への広報の印刷、自動車運転免許証更新時の講習会での啓発、広報を印刷したエコーはがきの発行、自動車教習所への協力要請など各自治体における取組みが行われているところである。



(複数回答あり)

	都道府県(47)	指定都市(12)	特別区(23)	市(643)	計(725)
条例を既に公布済み	10(21.3%)	0(0.0%)	0(0.0%)	18(2.8%)	28(3.9%)
条例を検討中	10(21.3%)	2(16.7%)	1(4.3%)	24(3.7%)	37(5.1%)
要綱を既に制定済み	1(2.1%)	1(8.3%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(0.3%)
要綱を検討中	1(2.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	15(2.3%)	16(2.2%)
計画等に盛り込み済み	23(48.9%)	6(50.0%)	7(30.4%)	50(7.8%)	86(11.9%)
計画等を策定中	1(2.1%)	0(0.0%)	4(17.4%)	102(15.9%)	107(14.8%)
広報を実施	40(85.1%)	12(100.0%)	20(87.0%)	385(59.9%)	457(63.0%)
その他	13(27.7%)	5(41.7%)	6(26.1%)	87(13.5%)	111(15.3%)



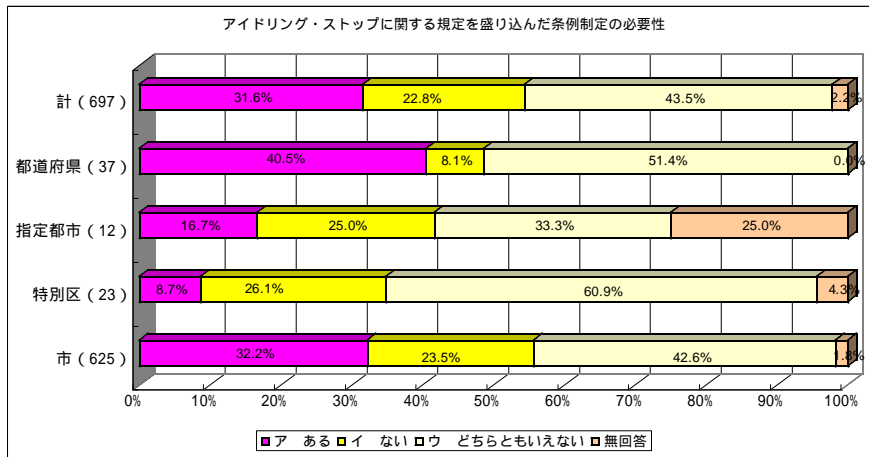
(5) アイドリング・ストップに関する規定を盛り込んだ条例制定の必要性

条例を制定していない自治体(697自治体)に対する調査の結果、アイドリング・ストップに関する規定を盛り込んだ条例制定の必要性があると回答があった自治体は、都道府県では40.5%、指定都市では16.7%、特別区では8.7%、市では32.2%であり、全体では31.6%の自治体では必要性があると回答している。

また、条例制定の必要性がないと回答があった自治体は、都道府県で8.1%、指定都市では25.0%、特別区では26.1%、市では23.5%であり、全体で22.8%となっている。

全体の傾向としては、都道府県といった、より広域的な自治体では「ある」と回答があった場合の比率が高く、その他の自治体では「ない」と回答があった場合の比率が高くなっている。

さらに、条例制定の必要性について、「どちらともいえない」と回答があった自治体の意見として、個人・事業者等のモラルを啓発するための普及啓発活動が適当、より広域的なレベルでの施策が必要、効果に疑問がある規制は不適切、環境基本計画に盛り込むことが適当などがあつた。



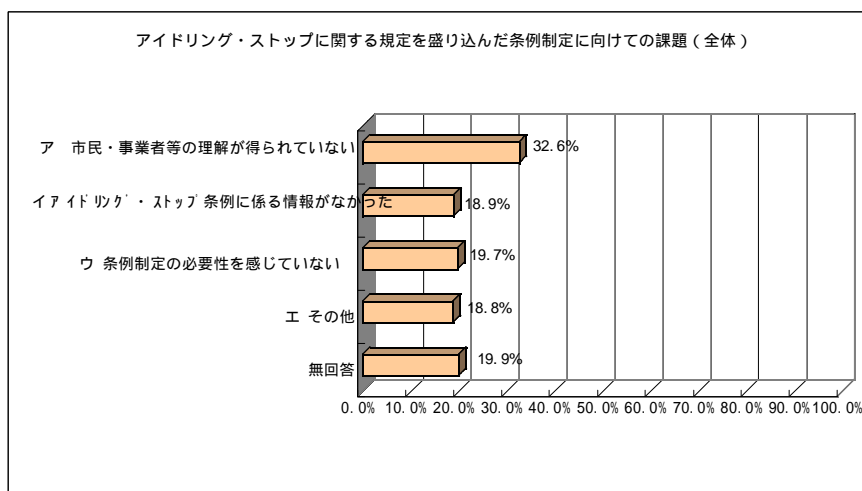
	都道府県 (37)	指定都市 (12)	特別区 (23)	市 (625)	計 (697)
ある	15 (40.5%)	2 (16.7%)	2 (8.7%)	201 (32.2%)	220 (31.6%)
ない	3 (8.1%)	3 (25.0%)	6 (26.1%)	147 (23.5%)	159 (22.8%)
どちらともいえない	19 (51.4%)	4 (33.3%)	14 (60.9%)	266 (42.6%)	303 (43.5%)
無回答	0 (0.0%)	3 (25.0%)	1 (4.3%)	11 (1.8%)	15 (2.2%)

(6) アイドリング・ストップに関する規定を盛り込んだ条例の制定に向けての課題

この設問については複数回答可とし、「市民・事業者などの理解が得られていない」「アイドリング・ストップ条例に係る情報がなかった」などの回答別の回答数を都道府県、指定都市などの区分別の自治体数で割ることにより、比率を計算している。

条例を制定していない自治体（697自治体）に対する調査の結果、アイドリング・ストップに関する規定を盛り込んだ条例の制定に向けた課題については、自治体全体では、「市民・事業者などの理解が得られていない」が32.6%、「アイドリング・ストップ条例に係る情報がなかった」が18.9%、「条例制定の必要性を感じていない」が19.7%となっている。

また、その他の意見としては、引き続き普及啓発を推進、効果のある規制は困難、広域的に関係機関が協力・連携した対応が必要などがあつた。



(複数回答あり)

	都道府県(37)	指定都市(12)	特別区(23)	市(625)	計(697)
・市民・事業者などの理解が得られていない	11(29.7%)	3(25.0%)	7(30.4%)	206(32.0%)	227(32.6%)
・アイドリング・ストップ [°] 条例に係る情報がなかった	1(2.7%)	0(0.0%)	2(8.7%)	129(20.1%)	132(18.9%)
・条例制定の必要性を感じていない	4(10.8%)	0(0.0%)	6(26.1%)	127(19.8%)	137(19.7%)
・その他	18(48.6%)	3(25.0%)	2(8.7%)	108(16.8%)	131(18.8%)
・無回答	14(37.8%)	6(50.0%)	7(30.4%)	112(17.4%)	139(19.9%)

4. まとめ

- ・ 大多数の自治体では、アイドリング・ストップ運動の推進に関心があり、運動の普及拡大が必要であり、このため、普及拡大のための方策が必要であると回答している。
- ・ 各自治体ではアイドリング・ストップ運動への取組として、普及啓発による取組の促進を目的とした条例、要綱又は計画の策定、及び普及啓発活動を実施しており、また、近年、条例を制定した自治体が増加しつつあり、引き続き条例の制定を検討中の自治体もあり、引き続き自治体における条例制定の増加が見込まれる。
- ・ アイドリング・ストップに関する条例を制定していない自治体のうち約32%の自治体では、条例制定の必要性があると回答している。また、条例を制定していない自治体については、条例制定に先立ち、市民・事業者などの理解を得るための普及啓発の推進を図ることや条例に関する情報提供が必要と思われる。